阪神南港水路	（略）	（略）	（略）	（略）
	南港信号所（北緯三十四度三十七分二十秒東経百三十五度二十五分二十秒）	南港信号所の百二十度及び二百十度方向に面する信号板並びに南港第二信号所の五十五度、二百七十五度及び三百五十五度方向に面する信号板による。		
	南港第二信号所（北緯三十四度三十七分十三秒東経百三十五度二十四分九秒）	Ｉの文字の点滅 総トン数五百トン以上の出航船は、運航を停止して待たなければならないこと。 総トン数五百トン未満の出航船は、出航することができること。	入航船は、入航することができること。	
		Ｏの文字の点滅 出航船は、出航することができること。 総トン数五百トン以上の入航船は、水路外において出航船の進路を避けて待たなければならないこと。 総トン数五百トン未満の入航船は、入航することができること。	Ｆの文字の点滅 総トン数五千トン以上の入航船は、水路外において出航船の進路を避けて待たなければならないこと。 総トン数五千トン以上の出航船は、運航を停止して待たなければならないこと。	

阪神南港水路	（略）	（略）	（略）	（略）
	南港信号所（北緯三十四度三十七分二十秒東経百三十五度二十五分二十秒）	毎二秒に白色光一閃又は黒色の上向き円すい形形象物一個	毎二秒に白色光一閃	入航船は、入航することができること。 総トン数五百トン以上の出航船は、運航を停止して待たなければならないこと。 総トン数五百トン未満の出航船は、出航することができること。
		毎二秒に赤色光一閃又は黒色の方形形象物一個	毎二秒に赤色光一閃	出航船は、出航することができること。 総トン数五百トン以上の入航船は、水路外において出航船の進路を避けて待たなければならないこと。 総トン数五百トン未満の入航船は、入航することができること。
		毎三秒に順次に赤色光一閃及び白色光一閃又は黒色の鼓形形象物一個	毎三秒に順次に赤色光一閃及び白	総トン数五千トン以上の入航船は、水路外において出航船の進路を避けて待たなければならないこと。 総トン数五千トン以上の出航船は、運航を停止して待たなければならないこと。 総トン数五千トン未満の入出航船は、入出航することができること。
		毎六秒に順次に赤色光三閃及び白	毎六秒に順次に赤色光三閃及び白	港長の指示を受けた船舶以外の船舶は、入出航してはならないこと。